

ID: 232

担当部署: 都市整備課

処分の概要	建築の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町特別業務地区建築条例 第2条第1項ただし書		
例規番号	昭和61年条例第12号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第2条の規定による。 (特別業務地区内の建築制限)</p> <p>第2条 特別業務地区内においては、法第48条第11項の制限によるほか、別表に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、町長が地区の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>2 町長は、前項ただし書の規定により許可する場合においては、あらかじめ高根沢町都市計画審議会の意見を聞かなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日